


## ●刈谷市成年後見支援センターの業務内容●

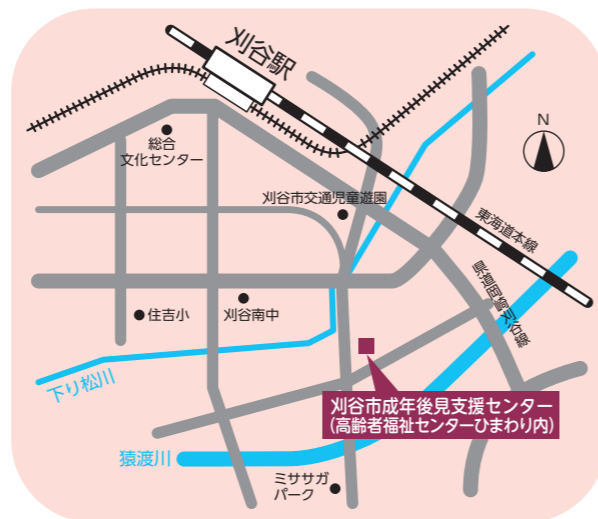
<p>相談(無料)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力に不安がある方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。</li> <li>●成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、将来について一緒に考えます。</li> <li>●相談内容によって必要な関係機関と連携し、ご相談者が安心して生活できるよう援助します。</li> </ul>
<p>手続き支援</p>	<p>「成年後見制度」の利用が必要な方やそのご家族・関係者の皆様が、制度を利用しやすくなるよう、法律に関する関係機関と連携を図りながら、手続きや書類の作成方法などをご説明します。</p>
<p>普及・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の皆様に対して「成年後見制度」の理解を深めるための講演会などを開催します。</li> <li>●地域の福祉活動に従事する方や福祉サービス関係者に対し、研修会の開催や講師の派遣をします。</li> <li>●「成年後見支援センター」の役割や「成年後見制度」を広く周知します。</li> </ul>
<p>法人後見の受任</p>	<p>次のいずれかに該当する場合で他に適切な後見人等（後見人・保佐人・補助人）を得られないときは、社会福祉協議会が法人として後見人等となって援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈谷市長が法定後見の開始の審判を申立てた場合</li> <li>・財産上の理由により、後見人等の報酬を継続的に支払うことが困難と想定される場合</li> </ul>

## 刈谷市成年後見支援センター

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
【土・日・祝日・年末年始は休み】

〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地  
高齢者福祉センターひまわり内

電話 0566-23-6954  
FAX 0566-25-2498  
E-mail seikatsu@kariyashi.jp



2017年4月1日現在

# 刈谷市 成年後見支援センター

刈谷市成年後見支援センターでは「成年後見制度」の個別相談や皆様の勉強会への講師派遣などを行っています。

## 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、本人自身で契約や財産管理などを行うことが困難な人について家庭裁判所に申立てをして、援助してくれる後見人等を設ける制度です。

## 利用のイメージ



## どういったときに利用するの？



成年後見制度について気になる点があるときは、お気軽にお電話ください。

まずは  
お電話ください

☎0566-23-6954

# 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

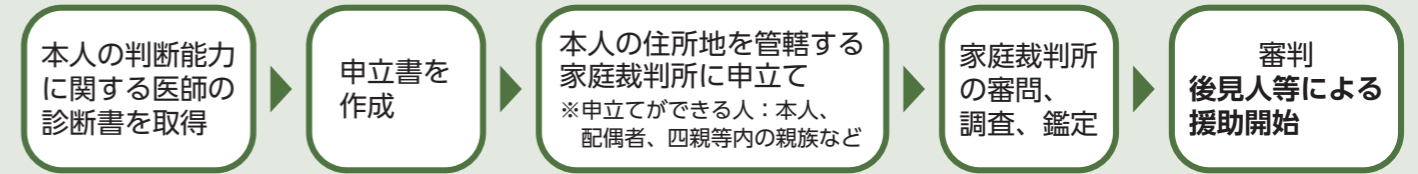
## 法定後見制度

**1 法定後見制度とは？** 今現在、判断能力が不十分な本人について、契約や財産管理などを援助してくれる後見人等を家庭裁判所に選任してもらう制度です。後見人等に選ばれるのは、本人の親族、弁護士・司法書士・行政書士などの専門職、社会福祉協議会などの法人です。また、後見人等は本人の判断能力に応じて3種類あり、援助手段である代理権と取消権の範囲が異なります。なお、食事の世話や実際の介護などは職務ではありません。

本人の判断能力	後見人等の種類	後見人等の援助手段	代理・取消しできること
↑ ない ↓ ある	後見人	代理権	財産に関するすべての法律行為の代理
		取消権	日常生活に関する行為※1を除いた行為の取消し
	保佐人	代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の取消し
	補助人	代理権	特定の法律行為の代理（本人同意の上、家庭裁判所が定める）
		取消権	法律で定められた重要な行為※2の一部の取消し（本人同意の上、家庭裁判所が定める）

※1 日常生活に関する行為・・・食料品や衣類の購入など  
 ※2 法律で定められた重要な行為・・・借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など

### 2 法定後見制度利用のながれ



### 3 申立てに必要な主な書類や費用

申立書	用紙は本人の住所地を管轄する家庭裁判所で入手できます。	郵便切手	金額は申立てをする家庭裁判所に確認してください。
診断書 (成年後見用)		戸籍謄本	本人の戸籍謄本
手数料 (収入印紙)	申立て手数料：1件800円 登記手数料：2,600円	住民票又は戸籍の附票	本人及び後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票
登記されていないことの証明書	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人として登記されていないことの証明	鑑定料	家庭裁判所の判断により、医師の鑑定が行われた場合は、鑑定料が必要になります。

### 4 後見人等の基本報酬の目安

月額 20,000 ～ 60,000 円  
 ※ 報酬は管理財産額などに応じて家庭裁判所が決定します。

### 5 後見監督人の基本報酬の目安

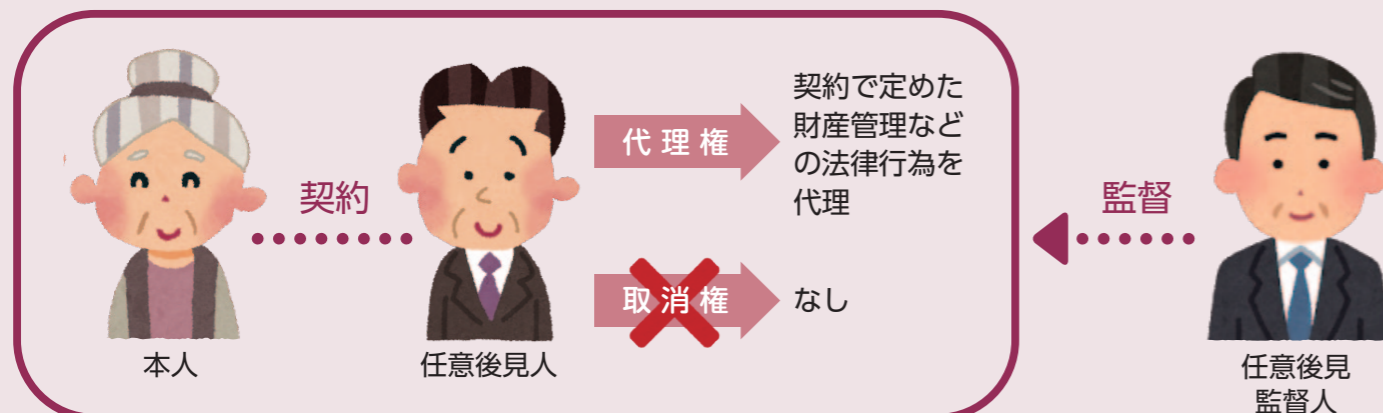
月額 10,000 ～ 30,000 円  
 ※ 報酬は管理財産額などに応じて家庭裁判所が決定します。

#### 法定後見制度に関する問合せ先

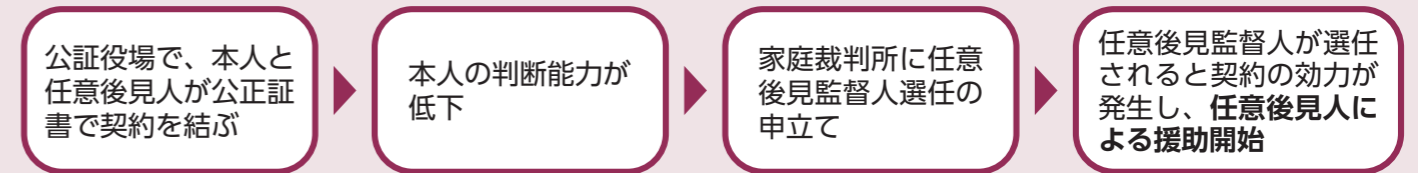
**名古屋家庭裁判所岡崎支部**  
 岡崎市明大寺町奈良井3  
 電話 0564-51-8950  
 平日 8:45～17:00

## 任意後見制度

**1 任意後見制度とは？** 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて財産管理などを援助してくれる任意後見人を本人自身で選び、公正役場であらかじめ任意後見契約を結びます。その後、本人の判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、契約で定めた財産管理などの法律行為を任意後見人に代理してもらう制度です。



### 2 任意後見制度のながれ



### 3 契約にかかる費用の目安

公正証書作成の基本手数料	11,000円	法務局に納付する印紙代	2,600円
登記嘱託手数料	1,400円	その他	・本人などに交付する正本などの証書代 ・登記嘱託書郵送用の切手代など

### 4 任意後見人の報酬

契約書で定めた金額

### 5 任意後見監督人の基本報酬の目安

月額 10,000 ～ 30,000 円  
 ※ 報酬は管理財産額などに応じて家庭裁判所が決定します。

#### 任意後見制度に関する問合せ先

**岡崎公証人合同役場**  
 岡崎市羽根町字貴登野15 岡崎シビックセンター2F  
 電話 0564-58-8193  
 平日 9:00～17:00